

『神奈川県立博物館研究報告―人文科学―』第四十九号 抜刷（二〇二二年十二月）

【資料紹介】

本光寺文書所収「御印判目録」について

梯

弘

人

【資料紹介】

本光寺文書所収「御印判目録」について

梯 弘人

はじめに

本稿は、当館所蔵の本光寺文書に所収される「御印判目録」(以下、「目録」)の紹介を行うものである。

同文書群を伝えてきた本光寺とは、戦国大名北条氏の一族為昌の菩提寺として、早雲寺二世(大徳寺九十五世)の大室宗碩だいしつそうまが開山となり、小田原城下に建立された禅刹であった。しかし、小田原合戦で一度廃絶し、その後は江戸に移り種徳寺(東京都港区・臨濟宗)として再興され、現在に至っている。

文書の伝来については、その謄写本である「本光寺文章」(以下、「文章」)の検討を通して考察されている<sup>①</sup>。「文章」は種徳寺において寛永末年から享保初年の間に作成された写本であることから、江戸時代前期に種徳寺に所蔵されていた文書の書写が行われたことが分かっている。その後元文五年(一七四〇)以降に、文書群は何かの理由で戦国大名北条氏の後裔である狭山北条氏の許に移転したと整理されている。

「目録」は「文章」にその写が採録されているため、『小田原市史』の調査の際、各文書の表題を手掛かりに文書の比定が行なわれている<sup>②</sup>。その結果「目録」は本光寺文書の目録であることが明らかになった。その後、文書の原本十八通と包紙二点が発見されると「目録」原本についても調査が行われている<sup>③</sup>。

その中で鳥居和郎氏によって「目録」の年紀表記とその作成年次について疑義が呈されている<sup>④</sup>。年紀の表記が通常の表記と異なる「天正二甲年十一月十一日」となっていることに加え、記される字体を根拠として、天正二年(一五七四)に作成されたものではなく、後年の成立もしくは写しであるとの指摘である。鳥居氏はその後も「年紀検討の要あり<sup>⑤</sup>」と

【キーワード】

本光寺文書 種徳寺 戦国大名北条氏

【要旨】

本光寺文書に所収される「御印判目録」については、これまで後年の成立もしくは写しであると指摘されている。本稿においては同史料に採録される文書の内容を確認し、作成年次の検討を行った。その結果、同資料は本光寺伝来文書群のうち北条氏当主による同寺の権利保護を認めた文書の目録であったと考えられる。そのため、後年種徳寺において作成されたものではなく、本光寺関係者が具体的な訴訟に備えて、天正二年に作成した可能性もあると考えた。

して、本史料が後年に年次を偽って作成された史料であるという判断を維持している。しかし、年紀表記と文字の書体のみを以て後年に作成された偽文書と判断してよいのか疑問である。

そこで、本稿においては視点を変え「目録」の内容について検討を行い、本史料の作成年次について考察することを目的とする。まずは史料の形態・翻刻を確認する。次に、採録された文書の内容や、関連史料との異同から目録の採録基準について考察する。その上で「目録」作成年次の検討を行う。

### 一 「目録」の形態・翻刻について

ここでは、本史料の形態について述べていく。寸法はタテ三二・八センチ×ヨコ四一・七センチである。楮の料紙を用いた、折紙の形式の文書である。史料の写真と翻刻は次頁に示す。

その内容については、「寺領不入之御印判」から「風損之御印判」までの文書が書き上げられ、「已上拾三通也」と一旦それまでの文書の数がまとめられている。加えて横帳形式の「古塩(検)地帳」があったとの記載があり、次行に「天正二甲年十一月十一日」と年紀が記される。次に「右外」として検地帳を含む三通の文書が列記され、改めて合計「拾七通」の文書を書き上げたことが記され、無数の借状が残されていることが書き添えられている。

こうして「目録」には十七通の文書・検地帳が記されているが、そのうち十四通は「〇〇御印判」との表題が付されている。それぞれ文書一通ごとに内容に応じた表題を記載しているとみられるが、「住持職定御印判」は二通をひとまとまりとして把握している。

また、本史料には差出と宛所が記されていないため、厳密な意味では

文書としての要件を備えていない。それゆえ、寺院において控えとして作成された史料であると考えられよう。

### 二 「目録」に採録される文書の内容について

本節において「目録」に採録された文書の内容をみていこう。なお、文書の比定や史料間の異同については別表(五一頁、五二頁)においてまとめているので、参照されたい。

まずは、「目録」の採録文書の概要を確認していきたい。「御印判目録」という表題から本光寺伝来文書のうち「御印判」を記載したものと理解される。

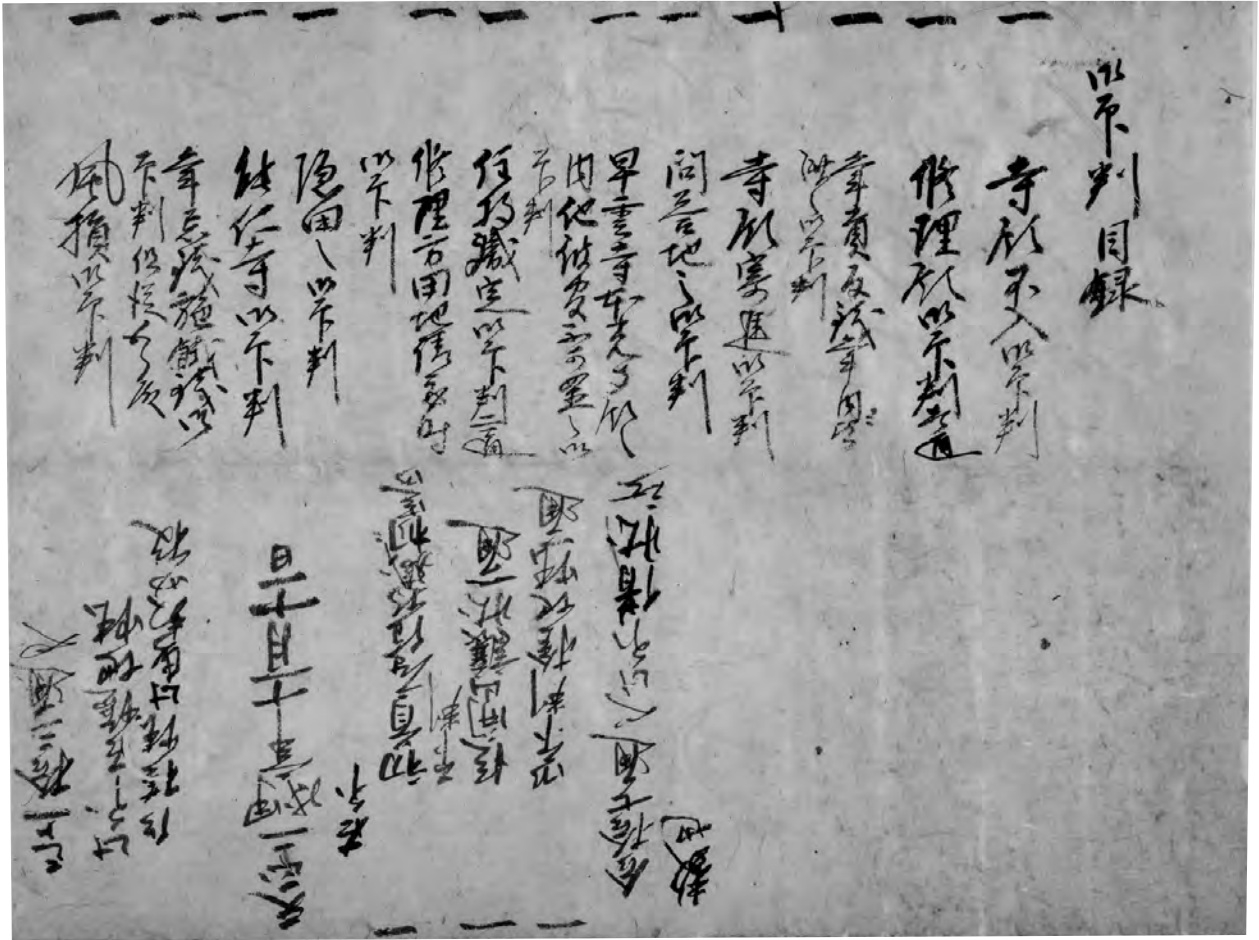
先行研究の比定によれば、目録には北条氏康の判物、北条家当主の朱印状(虎印判状)、北条氏規の朱印状、大室宗碩の譲状と本光寺領の検地帳があげられていることが分かる<sup>6)</sup>。そのため、「御印判」が示す範囲としては、現在の古文書学における判物と印判状の区別はなく、両者をあわせて「御印判」と記していると判断できる。

それぞれの文書の内容は、北条氏康が本光寺へ寺領を寄進したものの、北条氏が寺領における同寺の権利を安堵したものの、北条氏が同寺の住持を任命したものなどである。加えて北条氏規が施餓鬼銭・霊供米銭の料所を指定したものの、本光寺開山である大室宗碩が遺言として彼の弟子である初首座(大岫宗初)を後継の住持に指名したものとなっている。

文書の配列については単純に時系列に並べたものではないため、何かしらの意図のもと、文書の選別と配列がなされたと思われる。

### 三 「目録」と関連史料との異同について

本節では「目録」の採録文書と現存文書、「文章」採録文書の間にお



史料写真

【翻刻】

御印判目録

- 一 寺領不入御印判  
已上拾三通也
- 一 修理料御印判壹通帳  
此外古塩地帳<sup>(巻)</sup>
- 一 年貢反銭年内二皆  
但横帳、此紙数四枚
- 一 濟之御印判
- 一 寺領寄進御印判  
天正二戌甲年十一月十一日
- 一 問答地之御印判  
右外
- 一 早雲寺本光寺領之内他彼官不可置之印判  
一 初首座住持職二相定御印判
- 一 住持職定御印判二通  
一 從開山讓狀一通
- 一 修理方田地請取時御印判  
一 御印判檢地帳一通  
合拾七通也、此外借狀無数也、
- 一 隱田之御印判
- 一 能仁寺御印判
- 一 年忌錢施餓錢御印判、但從五郎殿
- 一 風損御印判

ける異同を確認したうえで、「目録」の採録基準について考察する。

(1) 「目録」にのみ見られる文書

「目録」に記載される文書のうち、「文章」、現存文書には見られない史料についてみていこう。その表題は「早雲寺本光寺領之内他彼(被)官不可置之御印判」、「能仁寺御印判」、「古塩(検)地帳」である。これらの文書は「文章」には採録されていないことから、その作成以前に散逸したものと考えて良いだろう。

ただし、比定文書が現存するものの「文章」に採録されていない「御印判検地帳 一通」が存在するため、「古塩(検)地帳」も「文章」作成時には存在していた可能性が残る。

(2) 原本が残っていない文書

「目録」、「文章」に採録されるものの原本が残っていない文書は、「従開山讓状 一通」である。大室宗碩が初首座を後継住持に指名した文書に比定される。本状が散逸したのは「文章」が作成された後とみてよいだろう。

(3) 「文章」には見えない文書

「目録」に採録され文書が現存するものの「文章」においては確認されない文書が存在する。それは「年貢反銭年内二皆済之御印判」であり、現在、早雲寺に所蔵されている文書に比定される。本光寺領下中村上町分(小田原市上町)の百姓・代官に対し、年貢反銭を年内に本光寺へ皆済するよう命じる北条家朱印状である。本状はその伝来状況から「目録」作成後に早雲寺へ入り、「文章」作成時には種徳寺に存在していなかったと考えられる。

(4) 「目録」には見えないが現存文書が確認できる

「目録」に見られない文書で「文章」に採録され、現存文書が確認で

きるものは六通存在する。永禄八年五月十五日付北条家寄進物註文<sup>(7)</sup>(永禄九年)七月十二日付北条氏規朱印状<sup>(8)</sup>、(天正元年)十二月十一日付南条昌治披露状<sup>(9)</sup>、(天正十年カ)正月廿三日付北条氏政書状<sup>(10)</sup>、(天正十三年)閏八月二十八日付北条氏直書状である。あわせて「年忌銭施餓鬼御印判 但從五郎殿」に比定される二通の候補のうち、いずれか一通の文書もここに含められる。

「目録」に採録されなかった文書は、北条氏規と彼の家臣である南条昌治の本光寺へ納入される施餓鬼銭・靈供銭に関する文書や北条家当主(氏政)の本光寺に宛てた唐椀以下四色の寄進物の註文と同寺から抹茶を贈られたことに対する氏政、氏直の礼状である。

(5) 「文章」にのみ見える文書

「文章」に採録されるものの「目録」に記載がなく、文書原本も伝わらない史料は二通存在する。正親町天皇諡号勅書と種徳寺宝物目録である。前者は永禄八年四月廿四日付の大室への禪師号追贈の勅書である。後者は「朱(種)徳寺開山大室和尚」の遺品を筆頭に、大室の師である以天宗清や、孫弟子にあたる希叟宗罕<sup>(きそうそうかん)</sup>ゆかりの品を書き上げた目録である。これらは「文章」作成以後に散逸したものと見られる。

(6) 「目録」採録の基準

以上が、「目録」掲載文書と各史料間における異同の状況である。これらを踏まえ「目録」の採録基準について考えていきたい。注目すべきは「目録」において氏規の朱印状に「但從五郎殿」という注記が付されている点である。その他の当主発給文書にはこのような注記は存在しない。したがって、「目録」には北条氏当主の発給文書を採録するという基準が存在したと考えられるだろう。

この基準に則るならば、年紀の後に追記される「従開山讓状」が当主

表1 「御印判目録」採録文書とその該当文書一覧

番号	目録上の表題	『小田原市史』比定による該当文書		「文章」 採録状況	
			所収される文書群		史料番号
1	寺領不入御印判	天文17年12月23日付 北条氏康判物	本光寺文書	II 247号	○
2	修理料御印判書通	天文20年7月2日付 北条氏康判物	本光寺文書	II 274号	○
3	年貢反銭年内二皆済之御印判	弘治元年11月2日付 北条家朱印状	早雲寺文書	II 341号	×
4	寺領寄進御印判	天文16年9月21日付 北条氏康判物	本光寺文書	II 220号	○
5	問答地之御印判	天文19年7月17日付 北条家朱印状	本光寺文書	II 270号	○
6	早雲寺本光寺領之内他彼（被） 官不可置之御印判	該当文書不明	—	—	×
7	住持職定御印判二通	永禄元年7月12日付 北条氏康判物	本光寺文書	II 406号	○
8		永禄元年7月23日付 北条氏康判物	本光寺文書	II 408号	○
9	修理方田地請取時御印判	永禄5年9月6日付 北条家朱印状	本光寺文書	II 545号	○
10	隠田之御印判	(天文16年)10月27日付 北条家朱印状	本光寺文書	II 236号	○
11	能仁寺御印判	該当文書不明	—	—	×
12	年忌銭施餓鬼銭御印判 但從五郎殿	永禄10年10月12日付 北条氏規朱印状	本光寺文書	I 625号	○
		あるいは (天正元年)極月18日付 北条氏規朱印状	本光寺文書	I 639号	○
13	風損御印判	(弘治2年)9月14日付 北条家朱印状	本光寺文書	II 359号	○
14	古塩（検）地帳	該当文書不明	—	—	×
15	初首座住持職二相定御印判	永禄3年2月9日付 北条家朱印状	本光寺文書	II 428号	○
16	從開山讓状一通	(永禄3年正月21日付 大室宗碩定書写)	本光寺文章	I 617号	○
17	御印判検地帳一通	天文19年7月17日付 北条家朱印状	種徳寺文書	II 271号	×
	御印判目録	天正2年11月11日付 御印判目録	本光寺文書	I 644号	○

史料番号出典 I：『小田原市史』史料編原始古代中世I（1995年）

II：『同』史料編中世II（1991年）

「從開山讓状一通」は、現状において原文書が散逸しており、写しのみ伝わる

表2 その他「本光寺文章」に採録される文書

番号	文書名	自治体史 史料番号	現存文書の有無
1	永禄8年5月15日付 北条家寄進物註文	II 618号	○
2	(永禄9年) 7月12日付 北条氏規朱印状	横2450号	○
3	(天正元年)12月11日付 南条昌治披露状	横2510号	○
4	(天正10年力) 正月23日付 北条氏政書状	III 2185号	○
5	(天正13年) 閏8月28日 北条氏直書状	III 1689号	○
6	永禄8年4月24日付 正親町天皇諡号勅書写	I 623号	×
7	種徳寺宝物目録写	岩崎氏論文	×

史料番号出典 I：『小田原市史』 史料編原始古代中世 I (1995年)

II：『 同 』 史料編中世 II (1991年)

III：『 同 』 史料編中世 III (1993年)

横：『新横須賀市史』 資料編古代・中世 II (2007年)

岩崎氏論文：同「後北条氏史料「本光寺文章」写本について」(『郷土研究』6、1960年)

発給文書に比定される「初首座住持職ニ相定御印判」の次に記されていることの説明が可能である。

そして、「目録」作成時に「文章」に採録される文書が存在していたという前提に立つならば、氏規や南条の文書や大室への禅師号追贈の勅書が採録されていないことも理解できよう。一方、当主の印判状である寄進註文や氏政父子の礼状が除外されている。先ほどの基準に照らせば採録されてもよさそうであるが、なぜであろうか。これらの文書とその他の採録された文書を比較すると、本光寺の権利保護に関する内容であるかどうかという違いを見出すことができる。そこから「目録」の採録に関し、本光寺の権利保護に関する文書であるかというもう一つの基準が存在していたと考えられる<sup>⑩</sup>。

したがって、「目録」には北条氏当主発給文書であるかどうか、本光寺の権利保護に関する文書であるかどうかという二つの基準があったとみてよいだろう。

#### 四 「目録」作成の年次

本節ではこれまでみてきた史料間の異同と「目録」の採録基準を踏まえ、その作成年次について考察する。

「目録」作成年次について二つの可能性を検討していこう。一つは、先行研究の指摘通り「目録」が後年に作成されたとするもの、もう一つは、史料上に記載される天正二年とするものである。

まずは前者の可能性から考察を進めていきたい。後年に作成されたとするならば「目録」作成の主体とその動機はどのようなものが考えられるだろうか。「目録」が種徳寺に存在していた文書のうちの一つであることから、作成者は同寺関係者と考えられる。

作成者には伝来文書を選別したうえで、天正二年の時点で戦国大名北条氏の当主によって所領や諸役の免除、住持職に関する権利を保護されていた寺院だと主張する動機が存在したことになる。しかし、現実には同寺が本光寺に対して認められていた権利をそのまま引き継いでいたわけではないため、実際の訴訟に備えるためとは考えにくい。

それでは、由緒を主張し、支援者からの援助を引き出すために作成されたと考えることはできるだろうか。例えば狭山北条氏や同寺の再興を支援した種徳寺殿（小笠原康広夫人・北条為昌の娘カ）<sup>(14)</sup>へ援助を訴えるために作成された可能性である。その場合、「目録」から当主発給の寄進物註文や氏政父子の礼状を除外する理由がない。

本光寺文書が狭山北条氏に移った後の話となるが、同氏は氏政父子の礼状を重要視していたとみられる。同氏の許で文書は卷子装の形で保管されていたが、全二十点に渡る史料群のうち第三紙に氏政書状、第四紙に氏直書状がそれぞれ配される状況であった。<sup>(15)</sup>氏政父子の礼状が由緒を主張するうえで重要な文書として認識されていたことを示している。

以上みてきたとおり、同寺において作成年次を偽ってまで、北条氏当主から権利の保障を受けたことを証明する文書を選別して目録を作成したとするには、合理的な動機が見当たらない。

次に、史料上に記載される天正二年と考えた場合、不自然な点はないのだろうか。先ほどの考察と同様に「目録」作成の主体とその動機を考えてみよう。作成者と考えられるのは文書を保管していた本光寺関係者であろう。その作成の動機については、文書の選別の状況から同寺が北条氏当主から所領などに関する権利を認められていたことを主張するたためであろう。つまり、同寺が保持する権利への侵害や妨害が発生した際、北条氏当主へ訴えるための証拠文書の控えとして「目録」が作成され、

同寺に保管されたものが伝来したのではないだろうか。

作成の背景については、「目録」に記された年紀の前年である天正元年（一五七三）において、本光寺に納入される霊供銭・施餓鬼銭が遅延している状況が存在する。<sup>(16)</sup>本件が「目録」作成に関係していると思われるものの、関連史料が限られている中での推論であるため、記して後考を期したい。

おわりに

本光寺文書に所収される「御印判目録」の内容から、その作成年次について考察を行った。「目録」の氏規朱印状の注記に着目し、本史料は北条氏当主発給文書を採録したものと考えた。あわせて「文章」採録文書が一括して伝来していたという前提に立つならば、「目録」は北条氏当主によって本光寺の権利が保護されていたことを示す文書を採録したと思われる。このような内容に鑑みると、後年においてわざわざ史料を偽作する合理的な動機は見当たらないため、天正二年に作成した可能性もあるのではないだろうか。

註

- (1) 岩崎正純（宗純）「後北条史料」本光寺文章」写本について」（『郷土研究』六、一九七〇年）。
- (2) 本光寺印判状目録写（『本光寺文書』『小田原市史』史料編原始古代中世Ⅰ（以下、『Ⅰ』）、六四四号）。
- (3) 吉川邦子「本光寺関係文書について」（『かながわ文化財』九三、一九九七年）。
- (4) 前掲註三吉川論文四四頁脚註鳥居和郎氏所見。



- (5) 神奈川県立歴史博物館特別展図録『戦国大名北条氏とその文書—文書が教えてくれるさまざまなこと—』(二〇〇八年) 七八頁。
- (6) 前掲註二史料頭註。
- (7) 「本光寺文書」〔小田原市史〕史料編中世Ⅱ(以下、『Ⅱ』、六一八号)。
- (8) 「本光寺文書」〔新横須賀市史〕資料編古代・中世Ⅱ(以下、『横』、二四五〇号)。
- (9) 「本光寺文書」〔横』、二五一〇号)。
- (10) 「本光寺文書」〔小田原市史〕史料編中世Ⅲ(以下、『Ⅲ』、二一八五号)。
- (11) 「本光寺文書」〔Ⅲ』、一六八九号)。
- (12) 北条氏当主による本光寺への保護については、拙稿「小田原北条氏と本光寺の関係—大徳寺龍泉派寺院への関与について—」(『神奈川県立博物館研究報告—人文科学—』四八、二〇二二年)を参照されたい。
- (13) 本光寺文書が後年狭山北条氏の許に移っていることからみて、同氏と種徳寺の間に何かしらのつながりがあったと思われる。しかし、同氏の江戸における菩提寺は祥雲寺(東京都渋谷区・臨濟宗)であり、具体的にどのような関係であったのかは不明である。
- (14) 黒田基樹「北条氏康の子女について」(同・浅倉直美編『北条氏康の子供たち』宮帯出版、二〇一五年)の比定による。なお、彼女の婚家である小笠原家は種徳寺を菩提寺としている。
- (15) 前掲註三吉川論文四七頁。
- (16) 前掲註十四拙稿五一頁。